

【電子申請】取引士の変更登録申請 提出書類及び注意事項

(注) 和歌山県登録以外の方は登録した都道府県での手続きとなります。

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GBIZID**のアカウントが必要になります

eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GBIZIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GBIZIDに関するお問い合わせは「GBIZIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・提出方法

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請【宅建】
	宅地建物取引業法 宅地建物取引士証の書換え交付申請【宅建】
申請先(都道府県)	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

・チェックリスト

宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請

変更事項	添付書類	確認事項等
1 氏名の変更 ※取引士証の交付を受けている場合は別途書換え交付申請書が必要	△戸籍抄本 △住民票	旧姓併記を希望する場合のみ添付 マイナンバーの記載がなく、旧氏欄に旧姓の記載があるもの。 ※住民票に旧姓併記するには手続きが必要です。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。
2 住所の変更 ※取引士証の交付を受けている場合は別途書換え交付申請書が必要	△住民票	住基ネットを利用の場合は、添付不要。 この場合は、「住民票については住基ネットを希望する（導入する都道府県のみ）」にチェックしてください。 住居表示変更（合併による変更も含む。）の場合は、住民票に代えて役所発行の通知書・証明書等でも可。
3 本籍の変更	△戸籍抄本	本籍の変更が確認できるもの
4 勤務先の変更（商号変更及び免許換えを含む）	添付不要	
委任状		代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類		代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
その他添付書類		添付不要

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。

2 変更登録申請の必要が生じた場合は遅滞なく届け出てください。

各書面の符号の意味△＝官公庁の証明○＝手元保管又は各自作成

・チェックリスト

宅地建物取引士証の書換え交付申請

申請の詳細	確認事項等
宅地建物取引士証	①氏名変更の場合 取引士証及び書留分の切手を貼付した返信用封筒を以下のとおり郵送もしくは持参。 郵送：県庁建築住宅課に簡易書留等受け取りが確認できる方法で郵送 持参：各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課に持参 ②住所変更の場合 取引士証及び書留分の切手を貼付した返信用封筒を以下のとおり郵送もしくは持参。 郵送：県庁建築住宅課に簡易書留等受け取りが確認できる方法で郵送 持参：各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課に持参 ※県庁建築住宅課に来庁して取引士証の書換え交付申請する場合は電話にて来庁される日時の連絡をお願いします。 073-441-3180 ※県庁建築住宅課に持参した場合は書留分の切手を貼付した返信用封筒は不要
委任状	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類	代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
顔写真	カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。 jpeg形式で縦横比1.25:1で添付。 ※住所変更で裏書きができる場合は不要
その他添付書類	添付不要。